

令和7年度第1回つきみ野1号公園等の指定管理者選定委員会 議事録

I. 開催日時 令和7年7月2日（水）午前10時00分～午前11時30分

II. 開催場所 大和市役所 会議室棟2階 202会議室

III. 出席状況 委員 9人

古市 謙二委員（会長）、登 英夫委員（職務代理）、篠原 才司委員、

村川 雅基委員、飯村 夏鈴委員、浅野 真輝委員、玉田 結城委員、

中村 大介委員、福士 忠生委員

事務局（担当課含む）：5人

IV. 公開・非公開の状況

☒公開 ☐非公開 ☐一部非公開

V. 傍聴 0人

VI. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

1 委員自己紹介

2 会長及び職務代理の選出

3 議題

（1）指定管理者選定委員会について

（2）指定管理者募集要項（案）及び選定基準（案）等について

B. 審議内容など

- ・ 会長選出について、委員の互選により古市委員が選出された。
- ・ 職務代理選出について、会長の指名により、登委員が選出された。
- ・ 指定管理者選定委員会の役割、各施設の募集要項や選定基準等について所管課より説明を行い、質疑とともに各委員が意見を述べた。
- ・ 比較的軽微な文言の修正が中心であったため、第2回選定委員会を書面開催とすることとした。

（※資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越しく下さい。）

3 議題

(1) 指定管理者選定委員会について

質問なし。

(2) 指定管理者募集要項（案）及び選定基準等（案）について

－公園施設等について事務局より説明－

委員：資料２－２業務仕様書のp12(7)の「光化学スモッグ注意報や熱中症警戒アラートが発令した場合は、…」とあるが、昨年度気候変動法が改正され、熱中症特別警戒アラートが創設された。そのため、熱中症警戒アラートに限定するのではなく、熱中症警戒アラート「等」に変更してはいかがか。

また、同じく資料２－２のp14の「引地台公園基本管理表－１」について、喫煙所の記載が見られないため、記載した方がよいのではないか。

－多胡記念公園について事務局より説明－

委員：資料３－２業務仕様書のp11「多胡記念公園基本管理表」について、公園施設等の方はスズメバチの駆除について記載があるため、多胡記念公園においてもスズメバチの駆除を行ってもらうのであれば、業務仕様書に記載した方がよいと思う。

－大和市柳橋ふれあいプラザについて事務局より説明－

委員：資料４－３協定書の第40条第1項第2号の施設賠償責任保険について、甲の責めに帰すべき事由と記載があるが、甲は大和市を指すため、保険はすべて市が責任を負うのか。指定管理者の保険は含まれないのか。

事務局：第40条第1項第2号は、甲の責めに帰すべき事由の場合について記載している。指定管理者である乙が付保する保険については、第2項に記載しており、施設賠償責任保険の責を負うこととなっている。

委員：市が責任を負うものと指定管理者が責任を負うものの2種類の保険があるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：公園施設等では、「指定管理者又は市が…」となっているため、こちらの記載の仕方は非常に分かりづらいと感じた。つまり、保険は、市と指定管理者が別々に入るということか。

事務局：そのとおりである。

－選定基準（案）について事務局より説明－

委員：指定管理者は、施設ごとに異なるのか、又は一社なのか。募集要項等は施設ごとにあるが、評価表は1つしかないため一気にまとめて評価を行うように感じた。

事務局：応募団体ごとに評価表を用意するので、それぞれ評価を行っていただく。

委員：公園施設等は公園施設等の指定管理者、多胡記念公園は多胡記念公園の指定管理者という風に別々に指定管理者を決定するのか。

事務局：そのとおりである。

委員：各施設の業務仕様書における施設のPRについて、駅の広告やSNSは含まれるのか。駅の掲示板に広告を貼ったり、X（旧 Twitter）や Instagram のアカウントを作成しそこでイベント情報等を投稿すれば、若者をはじめ、より多くの人の目に留まりやすくなるため、明記してもよいのではないかと思った。

事務局：PRの発信手段については、様々な情報ツールを想定しているが、公園施設等と多胡記念公園においては、明確化するために追記する。

事務局：柳橋ふれあいプラザにおいては、指定管理者が広報・PR活動といった情報提供や情報発信を積極的に実施しているか、市はモニタリングを行い評価することとしているので、委員からご提案いただいた情報提供の方法についても判断材料の一つにさせていただく。

委員：公園施設等は「指定管理者申込要項」、多胡記念公園及び柳橋ふれあいプラザは「指定管理者募集要項」となっているのは、多胡記念公園と柳橋ふれあいプラザは広く指定管理者の公募を行うが、公園施設等は公募ではなく、市が指定管理者を指定するからということによいのか。

事務局：そのとおりである。

委員：公園施設等の指定管理は、どこの団体を予定しているのか。

事務局：予定として現在指定管理を行っている「大和市スポーツ・よか・みどり財団」に引き続きお願いしたいと考えている。財団ホームページに過去の評価や決算等の資料が公開されており閲覧可能である。現在、管理運営上、特に問題は生じていない。

委員：現在指定管理を行っている団体をどこかで見ることはできるのか。次の指定管理者に応募してくる団体の参考になればと思い質問した。

事務局：市ホームページから見るができる。公園施設等及び多胡記念公園は「大和市スポーツ・よか・みどり財団」、大和市柳橋ふれあいプラザは「シンコースポーツ株式会社」が指定管理を行っている。

委員：先入観をもって審査するのはよろしくないため、どのような団体が管理をしており、何期指定管理をしているなどの情報は、ご自身で調べていただくのがよいと思われる。この質問については、団体名を回答するに留めるでよいか。

委員：承知した。

－質疑終了－

(3) その他

事務局から次回以降の選定委員会の開催予定について説明を行った。

<閉会>